

児童養護施設等社会的養護に関する課題検討委員会レジメ

全養協・鳥取こども学園 藤野興一

はじめに(資料:鳥取こども学園要覧)

ー 鳥取こども学園の実践がぶつかっている壁と当面の課題 ー

1. 生活(養育)単位の小規模化を巡って

養護(職員3:児童6~7)7ホームから6ホーム(職員3:児童7~8)せざるを得なかったこと。小舎制から大舎制への逆行施設も。

ソフト面ハード面共に国の政策誘導が不可欠で、強力な「生活(養育)単位の小規模化移行推進事業」を提案。

- 児童養護施設の「小規模ケア」を(6~8名以下)とし、実施しているところを国及び都道府県が指定し、以下のとおり実施すること。

- a 国の職員配置基準が変わるまでの間、事業指定施設に実施しているホーム数全てに加算職員を配置する。
- b 指定施設は、他施設からの現任実習を受入れ、要請があれば職員の講師派遣を積極的に実施する。
- c 更に、里親研修や里親支援の活動を積極的に実施する(里親支援機関の受託や子ども安心基金の研修事業を活用することも可能)。
- d その為に研修担当職員を一人加算配置する。

- 乳児院の「小規模ケア」を(4~5名以下)とし、情緒障害児短期治療施設の「小規模ケア」を(6~8名以下)とする。
- 地域小規模児童養護施設の暫定定員条項を撤廃し、 現行の「分園型自活訓練事業」は、無条件で地域小規模児童養護施設への移行を認めるべきである。

2. 自立援助ホームの現員払いを巡って

- 措置費の対象にさせていただいたのは良いが、今まで少ない補助金でもやりくりしていたホームでも成り立たなくなって廃止した所も出ている。定員払いに戻して地域小規模児童養護施設並みにしていただきたい。

3. 児童家庭支援センター、里親支援事業及び児童養護施設等退所児童アフターケア事業等の補助金事業の制度改善を

- 自立援助ホームもさることながら、これらの補助金事業もまた、やればやるほど赤字が膨らむ仕組みとなっている。定期昇給等により人件費が年々上がるのに比して補助金は固定され、定額のままであり、年度内精算のため、繰越金等も認められない。

これらの補助金事業は申請開始から二年程度は補助金でもよいが、二年程度定着し、実績を積みば三年目からは措置費制度に載せる等の大胆な改革が必要である。

4. 里親養護との連携強化のあり方

- ファミリーホーム制度の創設、手当の増額などで里親委託を拡大することを重点施策として取り組みだした。しかし里親委託は伸び悩みの状況にある。その理由としては次のことが考えられる。
 - ① 里親といえども親と子どもの両方への支援が欠かせない。クレマーの親などの難しい親が増えている中で、里親は実親への対応が不得手である。
 - ② 単なる家庭の代替機能だけではなく育て直しなど、ある種の治療的機能を要求される中で、また、被虐待児や発達障害児が増える中で専門里親の制度は出来たものの、そのニーズに耐えうる里親が育っていない。
 - ③ 養子縁組里親と専門里親を区別はしたものの、実親の方からすれば施設の方が望みやすく、実親が里親委託に同意しない傾向にある。
- 里親と施設とのパートナーシップの構築。里親支援体制の強化が必要。
 - ① 里親か施設かの二者択一的捉え方ではなく、「子どもの最善の利益」に立脚して、協働して子育てをすることが必要である。今でも児童養護施設が里親研修やレスパイトケアの場となったりはしているものの、その連携は不十分である。
 - ② 施設ケアと里親ケアの共同体制とでも言うべき体制を整備する必要がある。いつでも子どもの状況に対応したケースカンファレンスの実施、親対応の実施、等を児童養護施設と里親とで共同で実施できる制度と体制を構築する必要がある。最近福岡で開村した「SOS 子どもの村」方式の児童養護施設があってもよい。
 - ③ 逆に里親やファミリーホームを社会的養護施設等の下に組織する方式があってもよい。その場合、措置は社会的養護施設等を通じて措置される新たな方式が必要だろう。

5. 地域児童福祉の拠点としての児童養護施設へ

- 子育て支援の第一次的窓口が市町村にあること、要保護児童対策地域協議会や様々な子育て支援の拠点施設としての役割を果たす必要がある。児童養護施設等施設の活動エリアが都道府県単位であること、等のことを考慮した場合、「地域小規模児童養護施設」等の地域分散型のグループホームの一層の促進が望まれる。また地域小規模児童養護施設は乳児院や情緒障害児短期治療施設などにも拡大されるべきである。更に、児童家庭支援センター及び地域分散型グループホームやサテライト型母子生活支援施設が地域児童福祉の拠点として質量ともに強化されることが求められる。
- 地域小規模児童養護施設は常に5人以上6人以下の子どもが入所していることを求めているが、これだと開設の時に本園から学童等を連れて出なければならぬために、転校などを避けねばならず、結局同じ小中学校区にならざるを得ず、地域分散にならなくなる。開設当初はゼロからのスタートが出来るくらいの余裕が欲しい。

6. 社会的養護施設等の高機能化が必要

- 精神障害を持つ親や発達障害を持つ児童棟の増加に対応して、乳児院、母子生活支援施設、等への心理職の配置は不可欠である。

7. 職員の待遇改善が必要

- 労基法の順守できる職員配置とせめて教員職並みの職員給与の水準を。